

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府綾部市城山町8番地				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	綾部エンブラ株式会社 代表取締役工場長 北村保				
事業者の主たる業種	工業用プラスチック製品加工業 日本標準産業分類1834				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月～平成23年3月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善により、3%の温室効果ガス削減主として、総合的な環境負荷低減を目指す				
推進体制	工場長をトップに環境ISO14001を推進し、省エネルギー・廃棄物削減計画および月例進捗管理を実施している。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	エンジニアリング・プラスチックの成形・加工品の設計・開発及び製造			
	取得年月日	2002年1月18日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20年度	吸収式冷水機の水の効率的利用と空調負荷の低減	空調負荷低減による重油削減：-20kl 空調設備の効率化：-60Mwh		
	21年度	成形機の熱効率向上	成形機の熱効率向上：-30Mwh		
	22年度	成形機の効率向上 作業スペースの効率化	成形機の効率向上：-18Mwh 作業スペースの効率化：-10kl		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度（計画） (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)	
	A 事業所等排出区分	3,375 t	3,257 t	-3.5 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 3,375 t	*2 3,257 t	-3.5 %	
	目標設定の考え方	生産ラインの熱効率向上、および空調設備の効率化を年度ごとに計画的に進め、目標年度までに対基準年度で電力消費量を108Mwh、A重油消費量を30kl削減することにより、3%の二酸化炭素削減を目標とした。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	工場	二酸化炭素換算(t) 生産量(千本)	5.34	5.16	-3.5 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位の指標は、事業所として排出した全ての二酸化炭素の量(t)を、製品の生産量(千本)で除した生産量原単位とした。目標設定としては、目標年度までに対基準年度で電力消費量を108Mwh、A重油消費量を30kl削減することにより、生産量原単位の向上を目標とした。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		(二酸化炭素換算)	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		*1 3,375 t	(+2)-(+3) 3257 t	-3.5 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。